

# 鶴枝保育所・朝日の森保育所の 一時預かり事業をご利用ください

現在、朝日の森保育所で行っている一時預かり事業を、令和4年4月から鶴枝保育所でも利用できるようになります。



問合せ 利用手続きについて 鶴枝保育所 ☎(22) 4709 朝日の森保育所 ☎(22) 3126  
事業について 子育て支援課 (2階) ☎(20) 1573 FAX(20) 1610

## ◆対象児童

- 次の全ての要件を満たす児童
- 市内在住者
- 生後6カ月から小学校就学前までの児童
- 保育所・認定こども園・小規模保育施設の保育部分を利用していない児童

## ◆利用できる事由と回数

- 【新】就労保育(鶴枝保育所のみ)**
- 保護者の就労形態により、継続的に家庭における保育が困難となる場合
- 週3回(月14日以内)

## 【緊急保育】

- 保護者の疾病、災害、事故、出産、看護、冠婚葬祭等、やむを得ない事由により、緊急または一時的に家庭における保育が困難となる場合
- 週3回

## 【私的事由保育】

- 保護者の育児に伴う心理的および肉体的負担を軽減するために、一時的に保育が必要となる場合
- 週1回(月4日以内)

## ◆利用定員

鶴枝保育所 5人程度  
朝日の森保育所 2人程度

## ◆利用日時

- 月曜日～金曜日
- 8時30分～16時30分
- 延長保育(鶴枝保育所のみ) 16時30分～17時30分

## ◆利用料金

- 【3歳未満児】**
- 2400円/4時間以上
- 1200円/4時間未満
- 【3歳以上児】**
- 1200円/4時間以上
- 600円/4時間未満

- (年齢は4月2日時点)
- ※給食を提供する場合は、別途給食費として250円がかかります。
- ※延長料金300円/1時間
- ※料金は利用日当日に集金

## ◆利用方法

### (1) 事前登録

- ① 鶴枝保育所または朝日の森保育所に来所し、利用登録申請書等を提出します。
- ※申請書等は、鶴枝保育所・朝日の森保育所・子育て支援課窓口または同課 ウェブ

## ◆注意事項

- ② 書類提出後、保育士と面談し、お子さんの健康状態等を確認します。
- ③ 提出書類の審査後、市から「茂原市一時預かり事業利用登録承認(不承認)等通知書」が送付されます。

### (2) 利用申込

登録後、利用希望月の前月10日から利用したい保育所で利用の申し込みができます。

## ◆注意事項

- 朝日の森保育所の一時預かり事業は、定員の範囲内で空きがある場合に在園児のクラスで預かり保育をするため、クラスに空きがない場合はお預かりできません。
- お子さんの健康状態や行事等の都合によってはお預かりできない場合があります。
- 初回は、慣らし保育として半日だけの利用となります。

